



Title	欧州連合（EU）のミドルパワー外交：その形成と変遷
Author(s)	
Citation	令和4（2022）年度学部学生による自主研究奨励事業 研究成果報告書．2023
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/90965
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

令和4年度大阪大学未来基金「学部学生による自主研究奨励事業」研究成果報告書

ふりがな氏名	ば しんぎ MA CHENXI (馬 晨曦)	学部 学科	法学部国際公共 政策学科	学年	3 年
ふりがな 共 同 研究者氏名		学部 学科		学年	年
					年
					年
アドバイザー教員 氏名	中嶋 啓雄	所属	国際公共政策研究科		
研究課題名	欧州連合 (EU) のミドルパワー外交——その形成と変遷				
研究成果の概要	研究目的、研究計画、研究方法、研究経過、研究成果等について記述すること。必要に応じて用紙を追加してもよい。(先行する研究を引用する場合は、「阪大生のためのアカデミックライティング入門」に従い、盗作剽窃にならないように引用部分を明示し文末に参考文献リストをつけること。)				

I. 研究目的

2022 年 2 月に始まったロシアによるウクライナ侵攻は、現行の国際秩序を根底から揺るがし、フィンランドの NATO 加盟など、一連の連鎖反応を引き起こし、ポスト・コロナ時代の欧州安全保障を不安な雰囲気の中に置いている。冷戦終結後、東方拡大を続け、徐々に欧州統合を実現してきた経済的および政治的連合である欧州連合 (EU) は、ロシア・ウクライナ危機当初からロシアを非難する強い姿勢を示してきたが、その具体策は実効性に乏しいことは間違いない。国際政治における米中対立の構図が浮かび上がりつつある現在、EU はインド・太平洋戦略を打ち出すなど、戦略的自立性を目指してはいるものの、その世界的影響力はミドルパワーのレベルにまで低下していることは間違いないだろう。このような背景から、本研究は EU がミドルパワーになる原因を検討する上で、ミドルパワー外交の視点から EU の対東アジア安全保障政策を検証し、「主権国家でもなく、国際機構でもない」国際アクターである EU の外交が抱える限界とその特徴を見出すことを目的とする。

II. 研究方法・研究経過

本研究は、文献などを用いて、定性的なアプローチで分析を行なっている。また、9 月上旬に九州大学 EU センター・ジャンモネ CoE 九州第二期が実施するサマーコース (オンライン) に参加し、EU についての基礎的知識を身に付け、最終日の「ウクライナ侵攻と EU 内の連帯——エネルギー・環境の観点からロシア制裁を今後強化すべきか？」をテーマとする「模擬欧州理事会」を通じて、EU の対外政策策定過程の仕組みを体得することができた。そして、9 月下旬に東京都にある外務省外交史料館と国立国会図書館を訪問し、そこで史料利用セミナーを受講し、外交史料の利用方法等を学んだ。

III. 研究成果

1. EU のミドルパワー外交の形成—その構造的要因を手掛かりに

1.1 既存のミドルパワー外交理論と EU に対する適用

ミドルパワー外交論とは、国際システムにおける「二次的な権力 (Secondary Powers)」の外交行動に着目した理論である。冷戦初期、冷戦終結後、そして近年という、国際体系が大きく変動した三つの時期に広く議論されてきた¹。

現実主義、自由主義、構築主義は、それぞれの視点から「ミドルパワー」の異なる定義を提示している。現実主義は、人口規模、軍事力、威信、影響力を測定基準として、国家権力と国家能力という観点から「ミドルパワー」を定義する傾向がある。これらの国家にとって、超大国の力関係と、それを前提に確立された国際関係の枠組みに注意を払い、巧みに行動することがその存立条件となる。自由主義的な定義は、国家の行動やその機能に着目する。例えば、アンドリュー・クーパー (Andrew Cooper) は、特定の分野に特化して注意や行動を投じる国家を「ミドルパワー」と定義し、「ニッチ外交」という概念を導入している。一方、構築主義の学者は、国際人道主義を堅持し、国際文民 (international civilian) として外交を行う国家を「ミドルパワー」と捉え、そのアイデンティティの構築を重視する²。本稿では、「ミドルパワー」を、(1) 他者に意思を押し付ける能力が限定的であり、(2) 特定の分野に資源を投入し、専門性を持ち、(3) 一般に多国間主義外交を行い、国際システムの安定に寄与する国際アクターと定義している。

1990 年代以降の欧州統合の進展に伴い、EU は徐々に一つのアクターとして国際情勢に広く関与するようになった。特に、環境や人権推進など、特定の分野において多大な影響力を持つ「規範的パワー」として国際社会から認知されるようになった。この点では、ソフトパワーの活用を重視するミドルパワーと類似している。そこで、本研究では、EU を「ミドルパワー」として捉え、その構造的な形成要因を検討する上で、EU の対東アジア安全保障政策をケース・スタディとして分析することを試みる。

1.2 EU がミドルパワーになる構造的要因

規模、人口、軍事力などの制約によって形成される伝統的なミドルパワーとは異なり、EU がミドルパワーとなるのは、構造的な要因によるものである。

まず、マーストリヒト条約が締結され、EU に共通外交安全保障政策 (CFSP) を策定する権限が与えられて以来、欧州外交は「ブリュッセル化」してきたが、その制定仕組みは権限の行使に大きな制限を課している。EU の「Subsidiary(補完性・連帯)」原則に基づき、CFSP のガイドラインは加盟国の首脳で構成される欧州理事会で審議・決定される。欧州理事会は全会一致の議決方式を採るため、CFSP は加盟国間の妥協の産物に過ぎず、主権国家のような明確な外交政策を形成することは困難である。その結果、EU の外交政策は通常、象徴的なものに留まり、欧州の一致した立場を達成することは困難である。

¹ ミドルパワー概念の時代的变化については、以下の論文を参照。David Walton and Thomas S. Wilkins, "Introduction," in Struye de Swielande, T., Vandamme, D., Walton, D., & Wilkins, T. (Eds.). (2018). *Rethinking Middle Powers in the Asian Century: New Theories, New Cases* (1st ed.). Routledge, pp.1-16, p.4-8.

² 主要な国際関係理論におけるミドルパワー概念に対する異なる解釈と定義については、以下の論文を参照。Thomas S. Wilkins, "Defining middle powers through IR theory," in Struye de Swielande, T., Vandamme, D., Walton, D., & Wilkins, T. (Eds.). (2018). *Rethinking Middle Powers in the Asian Century: New Theories, New Cases* (1st ed.). Routledge, pp.45-61.

そして、EU はその前身である欧州共同体 (EC) の「経済共同体」としての性格を継受するため、その対外関係は経済・貿易関連分野を中心に展開した。EU 発足以前の EC は、経済外交には積極的であったものの、政治的には他の地域の問題に介入する「介入者」ではなく、他国の立場を聞き、それを欧州各国に伝える「受信者」としての役割を担っていた。従って、EU は外交政策策定における自律性を高める努力を続けているが、経路依存の束縛から逃れることはできず、政治的な色彩の強い外交政策は、その実施が各加盟国の経済的利益を損なうかどうかを十分に考慮する必要があり、有効な政策の導入が困難である。

更に、外交政策の立案と実施の過程で、EU は NATO との競合に直面しなければならない。周知のように、欧州の安全保障は主に米国を中心とする NATO に依存している。したがって、安全保障の面では、EU が集団防衛や軍隊の派遣といった「ハードパワー」に依存した政策を実施することは困難である。EU は次善の策として、その「ソフトパワー」を発揮し、他の地域における民主促進、平和構築、経済制裁、開発援助、文化外交などの二次的な手段を用いせざるを得ず、間接的にしか欧州の安全保障を実現することができない。

2. EU の対東アジア安全保障政策への検討—ミドルパワー理論の視座から

東アジアに関する EU の安全保障政策は、安全保障ガバナンスに参加する「ミドルパワー」としての EU の二面性を反映している。加盟国の多くが北東アジアに重要な経済的利益を持ち、そして超大国である米国からの制約を受けているため、北東アジアの安全保障問題について EU 内で一致した立場をとることは難しく、この地域の安全保障への関与は規範の重要性を唱える程度に留まっている。一方、EU は東南アジアの地域統合を積極的に推進し、開発援助や「安定と平和に貢献する手段」を通じて東南アジアの紛争予防と平和構築に積極的に参与し、「ソフトパワー」を発揮して地域の平和と安定に効果的に寄与している。

2.1 EU の対北東アジア安全保障政策

EU の北東アジアに対する安全保障政策は、多くの大国の安全保障上の利害と密接に関係する地域において、「ミドルパワー」である EU が、自らの構造による「限られた戦略主体」としての性格から、地域における利害の対立を調和する能力を持たず、その自律性も超大国の影響を強く受けていることを示している。

まず、北東アジア地域における EU の安全保障政策の自律性の欠如は、(1) 加盟国間の同地域における安全保障に対する認識の違い、(2) 同地域における米国の安全保障上の特別な利害に起因している。このことは、特に EU の対中国武器禁輸解除問題において顕著である。EU の対中国武器禁輸は、1989 年 6 月、天安門事件における中国政府の行動を非難するための制裁措置の一つとして始まった。2003 年に中国と EU が戦略的パートナーシップを構築する意向を示したため、中国との関係を促進するために、フランス、イタリア、ポルトガルを中心に EU 内で武器禁輸解除の動議が出された。しかし、2003 年から 2005 年にかけての EU 理事会における議論では、イギリスと北欧諸国が禁輸解除に強く反対し、結局この問題は「未決事項(non-decision)」としてクローズアップされた。北東アジアの地域秩序の支配者である米国もこの問題に深く関与し、中国の台頭に対処するための戦略的対話メカニズムの構築を通じて EU に絶えず圧力をかけ、結局、EU は対中武器禁輸の解除の検討を棚上げにすることになった。

次に、南シナ海問題では、EU は規範と国際法の役割を重視し、南シナ海紛争の前後に、中国の南シナ海軍事化を非難したり、米国の南シナ海での「航行の自由作戦」を支持したり、「南シナ海判決」

の正当性を強調して中国に圧力をかけたりした。しかし、その後、ギリシャ、ハンガリー、クロアチアなど、中国との経済関係が深い一部の加盟国が南シナ海仲裁判断の内容と背馳する声明を出したり、中国主導の一带一路構想やアジア投資銀行に多くの EU 加盟国が参加したりしていることから、EU は、中国との経済的利害を考慮し、南シナ海問題について常に慎重な表現をとり、具体的かつ効果的な行動には踏み切らなかった。

2.2 EU の対東南アジア安全保障政策

北東アジアにおける効果的な安全保障政策の形成が難しく、安全保障への関与も限られているのとは対照的に、東南アジアにおける EU の安全保障への関与は、ソフトパワーを発揮するその「ミドルパワー」としての積極的な役割を反映し、総合安全保障に基づく非軍事的手段によって地域の平和と安定を維持するものである。EU の東南アジアに対する安全保障政策は、主に ASEAN との地域間主義協力と東南アジアにおける紛争予防と平和構築の 2 つの側面に分けられる。

EU と ASEAN は、1977 年の正式な関係樹立以来、緊密なパートナーシップを維持してきたが、両者の地域間安全保障協力は 2003 年に始まった。9・11 の同時多発テロを背景に、EU は安全保障上の懸念を ASEAN に広げることに成功し、法務部門間の地域間連携の強化、テロ犯罪の撲滅を内容とする反テロ共同声明に双方が合意した³。それ以来、EU は資金援助や技術支援を通じて、規範的なパワーとしての自らの強みを活かし、ASEAN 地域フォーラム (ARF) の多国間主義の枠組みの中で、健全なテロ対策の制度構築を支援してきた。さらに、EU は 2012 年に東南アジア友好協力条約 (TAC) に加盟し、ASEAN との関与を深め、予防外交や調停に関する研修を ASEAN に提供するなど、ソフトパワーの手段を通じて地域の安全保障を促進している。

また、EU は東南アジア地域の国々の平和構築にも積極的に関与してきた。インドネシア政府と自由アチェ運動反政府勢力との間の和平合意を受けて、EU は 2005 年にアチェ監視活動を発足させた。共通外交・安全保障政策に基づくアジア地域における最初の EU 危機管理オペレーションとして、EU 主導のアチェ監視団 (AMM) は、ASEAN 加盟国の参加を得て、武器の解除、反政府勢力の非軍事化の監視、「自由アチェ」運動 (GAM) 元兵士と元政治犯の社会復帰への支援に成功した。このミッションの後、EU は 2012 年末まで、警察訓練、開発協力、人道支援を通じて、アチェにおける危機解決メカニズムと平和構築を強化し続けた。

更に、EU は東南アジアにおける安全保障政策を推進するにあたり、「人間の安全保障」の概念を導入し、「安定と平和に貢献する手段」(IcSP) を通じて、紛争の予防と紛争後の政治的安定の維持のための総合安全保障の枠組みを適用している。例えば、フィリピンのミンダナオ島では、複雑な政治的・宗教的対立から社会不安が続くことを避けるため、EU は 2008 年から和平プロセスの強化とミンダナオ島の開発を目的としたプロジェクトに資金援助を行い、その停戦合意の監視団にも参加した。それ以降も、EU は IcSP を活用し、土地や天然資源を巡る近隣のコミュニティ間の紛争を調停する迅速対応チーム (QRTs) の訓練を行い、小さな矛盾が大規模な紛争に発展するのを防ぐための様々な仕組みを整え、同地域の危機管理を促進した⁴。

³ 2003 Joint Declaration on Cooperation to Combat Terrorism, ASEAN-European Union, 14th ASEAN-EU Ministerial Meeting, Jan.28, 2003, Brussels.

⁴ Plamen Tonchev, "Mindanao: Preventive Diplomacy and Civil Society," in Guy Banim and Eva Pejsova, eds., Prevention Better Than Cure: The EU's Quiet Diplomacy in Asia, EUISS Reports, No.33, May 2017, pp.23-25.

3. まとめと今後の展望

本研究は、EU の外交・安全保障政策についての国際政治学的研究として、ミドルパワー外交論の観点から、EU が安全保障分野における「ミドルパワー」になる構造的理由と、その具体化である対東アジア安全保障政策を検証するものである。具体的には、規模、人口、軍事力などの制約によって形成される従来の「ミドルパワー」とは異なり、EU が「ミドルパワー」になったのは、主にその構造的な理由によるものである。第一に、EU の対外安全保障政策の策定における「補完性」原則により、北東アジア地域における安全保障政策は自律性に欠け、大国の影響を受けやすい。第二に、前身である欧州共同体の「経済共同体」としての性格から、EU の安全保障政策は経済的利害のトレードオフに満ちており、それが対北東アジア安全保障政策における「形式重視、行動不足」の特徴につながっている。第三に、NATO との安全保障上の競合関係から、EU 自身は軍事力を持たないが、非軍事的手段を用い、ソフトパワーを発揮することによって東南アジアの平和と安定を促進する積極的な役割を果たしてきた。北東アジアと東南アジアにおける EU の安全保障政策の両面性は、その「ミドルパワー」としての性格を反映している。

近年、EU はインド・太平洋戦略の始動を通じてアジア・太平洋地域への積極的な関与を示し、今年発表された安全保障戦略文書では、ロシアによるウクライナ侵攻の影響を受けて伝統的な安全保障問題への関心を示すようになり、軍事手段をその政策ツールに取り入れ始めている⁵。これらの新しい動きは、EU が安全保障分野における「ミドルパワー」としての存在に満足せず、その影響力を拡大しようとしていることを示している。

参考文献

1. Casarini, Nicola (2009). *Remaking Global Order: The Evolution of Europe-China Relations and its Implications for East Asia and the United States*. Oxford: Oxford University Press.
2. Coman, R., Crespy, A., & Schmidt, V. (Eds.). (2020). *Governance and Politics in the Post-Crisis European Union*. Cambridge: Cambridge University Press.
3. Eduard Jordaan (2003). The concept of a middle power in international relations: distinguishing between emerging and traditional middle powers, *Politikon*, 30:1, 165-181, DOI: [10.1080/0258934032000147282](https://doi.org/10.1080/0258934032000147282)
4. Guy Banim, Eva Pejsovaeds (Eds.). (2017). *Prevention Better Than Cure: The EU's Quiet Diplomacy in Asia*, EUISS Reports, No.33, EU Institute for Security Studies.
5. Federiga Bindi (2022). *The Foreign Policy of the European Union: Assessing Europe's Role in the World*. Brookings Institution Press.
6. Ingo Peters (Eds.). (2017). *The European Union's Foreign Policy in Comparative Perspective: Beyond the "Actorness and Power" Debate*. Routledge.
7. Serafin Pazos-Vidal (2020) *Subsidiarity and EU Multilevel Governance: Actors, networks and agendas*. Routledge.
8. Struye de Swielande, T., Vandamme, D., Walton, D., & Wilkins, T. (Eds.). (2018). *Rethinking Middle Powers in the Asian Century: New Theories, New Cases* (1st ed.). Routledge.

⁵ Council of the European Union, "A Strategic Compass for Security and Defence," Brussels, March 21, 2022, 7371/22.